

日本消化器画像診断研究会会則

第1条 (名称)

本会は日本消化器画像診断研究会と称する。

第2条 (目的)

本会は消化器疾患の画像を中心とする研究を行い、診断と治療の向上および最先端知識の普及を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

1. 本会は年1~2回の研究集会を開く。
2. 消化器疾患の画像診断と治療の進歩および普及を図る。
3. その他、本会の目的を達成するのに必要な事業を行う。

第4条 (会員及び準会員)

1. 会員は本会の目的に賛同する医師及び研究者とする。
2. 会員のその他の資格、権利、義務、入退会の手続きについては、別に定める。
3. 準会員は本会の目的に賛同し、本会の維持発展に協力を希望する個人、法人 あるいは団体とする。

第5条 (役員)

1. 本会に次の役員をおく。
代表世話人 1名 発起人 若干名 世話人 若干名 庶務担当世話人 1名
財務担当世話人 1名 監事 2名
2. 代表世話人は世話人の互選によって定められ、会を代表し会務を統括する。任期は3年とし、再任は可とする。
3. 世話人は世話人会を構成し、会務に関する事項を議決する。任期は4年とし、再任は可とする。世話人会は年1回以上開催するものとする。
4. 監事は世話人会の議を経て代表世話人が委嘱する。監事は会の財務及び運営を監査し、世話人会に報告する。
5. 当番世話人は世話人会を招集し議長となる。
6. 役員任期は満65歳までとする。

第6条 (名誉会員、特別会員)

1. 名誉代表世話人は、代表世話人をつとめ65歳に達したのものとする。
2. 名誉会員となりうるものは、当番世話人をつとめ65歳に達したのものとする。
3. 特別会員は本会世話人をつとめ65歳に達したのものとする。

第7条 (研究集会)

1. 研究集会開催のため、当番世話人をおく。
2. 当番世話人は世話人会の議によって定める。

第8条 (会計)

1. 本会の経費は会費、補助金、寄付金、その他をもってこれに当てる。
2. 本会の会計年度は、1月1日より12月31日までとする。
3. 会員は、別に定める所定の会費を納入する。

第9条 (退会)

1. 退会を希望するものは、その旨を届けなければならない。その場合、既納の年会費は返付しない。
2. 理由なく連続して5年間会費を納入しない者は退会とみなす。但し、再入会は妨げない。

第10条 (会則変更)

本会会則の変更には過半数の世話人の出席する世話人会において、その2/3以上の賛成を必要とする。

第11条 (所在地)

本会の事務局（あるいは事務所）を次の所在地に置く。
広島県尾道市平原一丁目10番23号

第12条 (設立年月日)

本会の設立年月日は昭和58年11月5日とする。

第13条 (細則)

本会則を施行するために細則を定める。

附則

本会則は、平成27年2月28日から一部改正する。
本会則は、平成28年2月27日から一部改正する。
本会則は、平成28年9月24日から一部改正する。
本会則は、令和4年3月5日から一部改正する。

細則

(会費)

1. 本会の会則第8条3項にもとづき、年会費を次のとおり定める。
 - (1) 会員 年額 3,000 円
 - (2) 世話人 年額 10,000 円
 - (3) 準会員 (法人・団体) 年額 1口 10,000 円
(個人) 年額 10,000 円
 - (4) 名誉代表世話人・名誉会員・特別会員は、年会費免除とする。
2. 年会費は対象年度の1月に請求する。

(研究集会補助金)

研究集会の開催にあたり、補助金を次のとおり定める。
1日または1.5日開催 一律 120万円

(世話人選出)

世話人の定員は原則として1所属から3名までとする。

附則

本細則は、平成29年9月16日から一部改正する。

本細則は、令和3年1月1日から一部改正する。

本細則は、令和4年3月5日から一部改正する。